

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（案）

参考資料 2

- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

	量的拡充	質の向上 ※
所要額	0.4兆円程度	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	○ 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等）	○ 3歳児の職員配置を改善（20:1→15:1） △ 1歳児の職員配置を改善（6:1→5:1） △ 4・5歳児の職員配置を改善（30:1→25:1） ○ 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善（3%～5%） ○ 小規模保育の体制強化 ○ 減価償却費、賃借料等への対応 など
	○ 地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）	○ 放課後児童クラブの充実 ○ 一時預かり事業の充実 ○ 利用者支援事業の推進 など
	○ 社会的養護の量的拡充	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○ 児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○ 民間児童養護施設の職員給与等の改善 など

量的拡充・質の向上 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度

※ 「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項